

2026 年 10 月 6 日

各 位

団 体 名 ビーシーピーイー ネオン ケイマン エルピー
代表者名 ビーシーピーイー ネオン ジーピー エルエルシー
 (ジェネラル・パートナー)

**株式会社ボードルア（証券コード：4413）の株券等に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

ビーシーピーイー ネオン ケイマン エルピー（以下「公開買付者」といいます。）は、2026 年 8 月 18 日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のプライム市場に上場している株式会社ボードルア（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「（3）買付け等に係る株券等の種類」の「② 新株予約権」に定義します。以下同じです。）の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2026 年 8 月 19 日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが 2026 年 10 月 5 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

公開買付者は、本公開買付けを通じて、2026 年 10 月 13 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、対象者株式 10,365,448 株を取得することとなりました。また、公開買付者は、2026 年 10 月 13 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、富永重寛氏、藤井和也氏及び程島義明氏（以下、総称して「本創業者株主」といいます。）から、それぞれが所有する対象者株式の全て（合計 17,758,400 株、以下「本譲渡株式」といいます。）を、法第 27 条の 2 第 1 項但書及び金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 7 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、公開買付けを実施することなく取得する予定です（以下「本並行買付け」といいます。）。

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

ビーシーピーイー ネオン ケイマン エルピー
ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-1104、アグランド・ハウス、私書箱 309

（2）対象者の名称

株式会社ボードルア

（3）買付け等に係る株券等の種類

①普通株式

②新株予約権（以下、イからへまでの新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）

- イ 2020 年 2 月 24 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 2 回新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2022 年 2 月 28 日から 2030 年 2 月 18 日まで）
- ロ 2021 年 2 月 27 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 3 回新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2023 年 3 月 1 日から 2030 年 2 月 18 日まで）
- ハ 2022 年 12 月 13 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 4 回新株予約権（以下「第 4 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2026 年 6 月 1 日から 2032 年 12 月 12 日まで）
- ニ 2024 年 3 月 27 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 5 回新株予約権（以下「第 5 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2027 年 6 月 1 日から 2034 年 4 月 17 日まで）

- ホ 2025 年 8 月 1 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 6 回新株予約権（以下「第 6 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2028 年 6 月 1 日から 2035 年 8 月 28 日まで）
- ヘ 2026 年 5 月 25 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 7 回新株予約権（以下「第 7 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2029 年 6 月 1 日から 2036 年 6 月 29 日まで）

（４）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
15,066,853 株	3,135,200 株	一株

- （注 1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（3,135,200 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,135,200 株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- （注 2）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- （注 3）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である 15,066,853 株を記載しております。これは、対象者が 2026 年 7 月 15 日付で公表した「2027 年 2 月期第 1 四半期 決算短信〔IFRS〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された 2026 年 5 月 31 日現在の発行済株式総数（32,148,708 株）に、対象者から報告を受けた 2026 年 6 月 30 日現在残存する本新株予約権 14,115 個の目的となる対象者株式の数（1,630,000 株）を加算した株式数（33,778,708 株）から、対象者決算短信に記載された 2026 年 5 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数（953,455 株）を控除した株式数（32,825,253 株、以下「本基準株式数」といいます。）から、本譲渡株式の数を控除した株式数です。なお、本基準株式数には、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に行使期間が到来しないことから行使される可能性のない第 5 回新株予約権 905 個の目的である対象者株式（181,000 株）、第 6 回新株予約権 4,197 個の目的である対象者株式（419,700 株）及び第 7 回新株予約権 8,841 個の目的である対象者株式（884,100 株）が含まれております。
- （注 4）单元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による单元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- （注 5）公開買付期間の末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により交付される対象者株式についても本公開買付けの対象としております。

（５）買付け等の期間

① 買付け等の期間

2026 年 8 月 19 日（水曜日）から 2026 年 10 月 5 日（月曜日）まで（31 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（６）買付け等の価格

① 普通株式 1 株につき、2,970 円

② 新株予約権

- イ 第 2 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
- ロ 第 3 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
- ハ 第 4 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
- ニ 第 5 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
- ホ 第 6 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
- ヘ 第 7 回新株予約権 1 個につき、金 1 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,135,200 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（10,365,448 株）が買付予定数の下限（3,135,200 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、令第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2026 年 10 月 6 日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	10,365,448 株	10,365,448 株
新 株 予 約 権 証 券	一株	一株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	一株	一株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()	一株	一株
株 券 等 預 託 証 券 ()	一株	一株
合 計	10,365,448 株	10,365,448 株
(潜在株券等の数の合計)	一株	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	192,296 個	(買付け等前における株券等所有割合 58.58%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	103,654 個	(買付け等後における株券等所有割合 31.58%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	177,584 個	(買付け等後における株券等所有割合 54.10%)
対象者の総株主の議決権の数	311,802 個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しています。

(注 2) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」には、本並行買付けにより本公開買付けに係る決済の開始と同時に買付予定である、本創業者株主が所有する対象者株式数（合計 17,758,400 株）に係る議決権の数（177,584 個）は含まれておりません。

(注 3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が 2026 年 5 月 27 日に提出した第 19 期有価証券報告書に記載された 2026 年 2 月 28 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載さ

れたもの)です。ただし、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(32,825,253株)に係る議決権数(328,252個)を分母として計算しております。

(注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

② 決済の開始日

2026年10月13日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。))の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者が2026年8月19日に公表した「株式会社ボードルア(証券コード:4413)の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容(2026年9月3日付で公表した「(訂正)公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社ボードルア(証券コード:4413)の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」による変更内容を含みます。)から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続を実施することを予定しておりますので、当該手続が実施された場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。

今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに開示される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上